

【Web 資料Ⅳ - ① 企業名公表の事例】

平成 27 年 9 月 4 日

男女雇用機会均等法第 30 条に基づく公表について

～初めての公表事案、妊娠を理由とする解雇～

男女雇用機会均等法（以下「法」という）第 30 条において、法第 29 条第 1 項に基づく厚生労働大臣による勧告に従わない場合、その旨を公表できる制度が設けられています。が、このほど、初の事案が生じたので、下記のとおり公表します。

事業所名 : 医療法人医心会 牛久皮膚科医院

代表 : 理事長 安良岡 勇

所在地 : 茨城県牛久市牛久 280 エスカード牛久 4 階

違反条項 : 法第 9 条第 3 項

法違反に係る事実 : 妊娠を理由に女性労働者を解雇し、解雇を撤回しない。

指導経緯 : 平成 27 年 3 月 19 日 茨城労働局長による助言

平成 27 年 3 月 25 日 茨城労働局長による指導

平成 27 年 5 月 13 日 茨城労働局長による勧告

平成 27 年 7 月 9 日 厚生労働大臣による勧告

出所 : 厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000096409.html> 最終アクセス 2024 年 3 月 25 日)

男女雇用機会均等法違反事案の指導の流れについては、以下の資料を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11902000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku-Koyoukintouseisakuka/nagare_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11902000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Koyoukintouseisakuka/nagare_1.pdf)